# 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開·個人情報保護審査会 平成30年度第1回 会議録

- (日 時) 平成30年5月25日(金)午後2時~午後3時30分
- (場 所) OFFICE-ONE四条烏丸 会議室3
- (出席者)○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員(50音順)秋月委員、大西委員、黒田委員、土井委員、吉富委員
  - 京都府後期高齢者医療広域連合事務局 藤繁事務局次長、北川総務課課長補佐、 孝治業務課長、中村業務課課長補佐 ほか事務局員
  - 八幡市健康部健康推進課 寺田主任(説明員として審議事項のみ出席)

## (会長及び職務代理の選出)

会長には秋月委員が、職務代理には吉富委員が選出された。

#### (議事の要旨)

# 1 自治体共用型健幸クラウドの活用自治体に対するレセプト情報の提供について(審 議事項)

自治体共用型健幸クラウドの活用自治体に対するレセプト情報の提供に関する事務については、個人情報の目的外利用・提供に該当するため、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号(※)の規定により、提供の可否を審議する必要があるため、広域連合事務局及び実施自治体である八幡市から、趣旨及び内容について説明するとともに、審査会の審議及び承認を求めた。

< 抜粋> (※) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 (利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

## (1)~(4) (省略)

(5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

## 「八幡市」(八幡市の取組やシステムの概要、導入の目的)

人口減少、超高齢社会が進行する中で、医療・介護における社会保障費の増大に係る問題がたびたび取り上げられている。本市においても、65歳以上人口が市全体の約30%を占め、内13.2%が75歳以上の後期高齢者となっており、超高齢社会の進行は、今後さらに加速することが推測されている。

このような社会において人々が健やかで幸せに暮らせることは、社会保障費の抑制につながり、また、その人個人にとってもQOL(クオリティーオブライフ)や生きがいの創出等の面から大変重要なことであると言える。

本市では、従来の健康づくり施策を続けていくだけでは、人口減少、超高齢社会が招く問題に対応していくことが困難であるという考えのもと、「住民誰もが健やかで幸せに暮らすことができるまち」=「スマートウエルネスシティ」という新たな都市モデルに着目した。行政や学識経験者、国、民間企業等が集まり、スマートウエルネスシティの構築に向けて研究を行っている機関であるスマートウエルネスシティ首長研究会に平成25年10月から加盟している。この研究会は、現在約70の自治体が参加し、年2回開催され、各自治体の先進的な取組事例や民間企業の生み出す新たな健康づくりの仕組みなどの情報を得ることができる。様々な情報を得る中で、本市においてもスマートウエルネスシティの構築を目指すこととなり、現在取組を進めているところである。

スマートウエルネスシティの大きな特徴として、まちづくりの中核に住民の「健幸」 (身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを感じ、安心安全で豊かな生活を送れることを意味する造語)を据えることや、「健幸」を様々な側面からとらえて取組を進めることが挙げられる。例えば、安全に歩くことのできる歩道の整備、街灯の設置等、歩行環境の充実を図れば、まちの中で歩く人が増えるという考え方や、公共交通が充実することで自家用車の利用が減り、一日当たりの歩数が増え、身体活動量が増えるという考え方が代表的なものである。スマートウエルネスシティの構築を目指すということは、従来の健康づくりの教室や検診の実施だけでなく、広い視点で住民の「健幸」をとらえ、行政の総合的な施策を通じて「健幸」に暮らすことのできるまちを築いていくことになる。

そのためには、行政内においても多数の部署が共通の認識を持ち、庁内一丸となって取組を進めることが必要になる。平成30年3月には、本市がスマートウエルネスシティの構築を目指すための取り組み方をまとめた「八幡スマートウエルネスシティ計画」を作成した。自治体共用型健幸クラウドシステムを活用したデータ分析及び分析結果を用いた効果的施策の展開や施策のPDCAサイクルの確立についても計画内の取組の一つとして掲げている。行政の限られた財源の中では、より効果的な「健幸づくり」施策を実施していくことが求められる。そのためには、行政が抱える健康課題を地域や年齢等に応じて的確に分析し、必要な施策を選択することや、施策効果

を検証して、施策の改善や変更を実施していくことが必要となる。

本市ではその解決策として平成28年度から自治体共用型健幸クラウドシステムを導入している。本システムは、筑波大学の教授がベンチャー企業として立ち上げた株式会社つくばウエルネスリサーチと筑波大学、広域連携7自治体、NTT東日本、日本IBM等が協同で開発した。

健幸クラウドの仕組みは、国民健康保険に加えて、全国健康保険協会やその他の社会保険、後期高齢者医療保険、また、介護保険等のデータを一元化し分析することが可能である。登録するデータは検診、レセプトデータになるが、そのデータに加え、市町村で実施するアンケート結果や、健康に関するチェック結果等もあわせて登録する。登録したデータは小学校区単位や5歳刻みの年齢階層ごとに確認することができ、地域別の健康課題や、年齢階層ごとによる傾向を分析できる。

これらの結果を有効な施策の実施、検証、改善に生かすことで、医療や介護に係る 社会保障費の適正化を目指している。現在、医療保険に係るところでは、国民健康保 険、全国健康保険協会のデータを登録し、分析を行っているが、後期高齢者のデータ を登録すると、40歳以上の住民の約7割をカバーすることができ、精度の高い分析 を行うことが可能になる。超高齢社会が進行する現状においては、後期高齢者になっ てからも「健幸」に暮らすことができる期間を長くすることは大変重要なことであり、 後期高齢者の被保険者のデータ分析を行うことで、被保険者がいつまでも「健幸」で 生きがいを持って生活ができるよう施策展開を行っていきたいと考えている。

本市の取組についてご理解いただき、データの提供に関して承認いただけるようお願いする。

## 「事務局」(レセプトデータ提供に関する具体的な内容)

補足説明をさせていただく。

審議内容は、個人情報の目的外利用・提供であり、具体的には、当広域連合が保有するレセプト情報を八幡市に提供することの可否についてである。

広域連合としては、医療保険に係る法定事務はもちろん、医療保険者として被保険者の健康の保持増進に努めなければならない。広域連合は市町村が行う事業に対して経費を補助する形で相互に連携を図りながら事業を推進している。

今回の取組は、八幡市在住の後期高齢者が対象となるので、広域連合にとっても被保険者の健康寿命の延伸、医療費の適正化といったメリットがあり、公益に資するものと考える。

個人情報利用のイメージであるが、まず当該市等(今回は八幡市)から個人情報の 提供依頼があり、当審査会で審議のうえ了承いただいたとなると、広域連合から八幡 市へ承認の通知を行う。

後期高齢者のレセプトデータは国保連(京都府国民健康保険団体連合会)で管理しているので、広域連合から国保連に対してデータの処理を依頼する。

国保連では、八幡市分のデータを抽出し、暗号化処理をしたうえで記録媒体に保存し、広域連合へ提出する。

広域連合はそのまま八幡市へ提供する。

八幡市では、匿名化処理を1次、2次と2段階で行う。この処理完了後、元の個人 情報は完全に抹消する。

このような一連の処理を行った匿名データは、八幡市が業務委託契約を締結している株式会社つくばウエルネスリサーチへ記録媒体を送付し、データ登録を行う。

その後、クラウド内で集計・分析・評価を行い、八幡市がその情報を取得し、分析・ 施策展開に活用するという仕組みになっている。

なお、八幡市は既に昨年度から株式会社つくばウエルネスリサーチと業務委託契約を締結し、国保の40歳~74歳のレセプト情報についてはクラウドで運用しているが、この目的外利用にあたっては、事前に、八幡市に設置されている八幡市情報公開・個人情報保護審議会で諮り、承認を得ている。八幡市において必要な手続が取られているところである。

八幡市に提供するデータ項目は個人属性情報 (A) と医療保険レセプト (D) である。

個人属性情報(A)の「識別情報」とは、健幸クラウド専用のレコード管理番号のことである。「種別」はデータ群(A)~(I)のどれに該当するかを指すので、ここでは「A」となる。最後の「施策コード」は、自治体によって任意設定するものである。

医療保険レセプト(D)には、特に「傷病名コード」等のセンシティブ情報が含まれる。

データの匿名化については、専用の変換ツールを用いて、第1次匿名化によって、 氏名等の個人を特定できる項目を除外する。次に、第2次匿名化によって、クラウド 専用の識別情報を再付替処理(新たに付された符号等は対応表を残さない形で匿名化 処理)する。

なお、審議事項にはこのデータのことを匿名加工情報と表記はしているが、改正個人情報保護法で定義される匿名加工情報(国の個人情報保護委員会が規則に定める基準に基づいて、特定の個人が識別できないよう、また、個人情報に復元できないような形に加工した情報)を指すものではなく、あくまで便宜上匿名加工情報と記載しているので、ご了承いただきたい。

セキュリティの確保については、今回の作業で使用するパソコンは、八幡市で独立 した専用パソコンを用いることになる。また、施錠された電算室で使用し、不要デー タを復元不可能にする処理を行う。

広域連合から八幡市へのデータ提供の開始時期は、本年10月を予定としている。 八幡市に求める個人情報保護対策は、ID、パスワードによる操作権限のチェック等、 当広域連合の個人情報保護条例やセキュリティポリシーの順守、適切なデータ保護管理である。

今回の審議のポイントは、当広域連合にとって公益性が認められるかどうかという 点になる。

(※) A:個人属性情報(データ項目例:識別情報、種別、年度、市町村名、性別、

小学校区コード、生年月、医療保険資格取得年月日・喪失年月日、健康 保険区分、施策コード)

D:医療保険レセプト(データ項目例:識別情報、種別、年度、診療年月、 都道府県コード、点数表コード、診療実日数、入院・入院外種別、傷病 名コード、決定点数)

## 【委員】

公益性の判断に関わることで2点、直接関わらない個人情報の管理に関することで 1点、この3点についてお尋ねしたい。

1点目は、公益性に関わることである。株式会社つくばウエルネスリサーチの健幸 クラウドを使うということが今回の提供の目的の一つの範囲に入っているが、これを 使わなければ実施できない公益性のある施策というのは何なのか。

2点目は、その施策を実施する時に、このデータが提供されなければその事業を実施できないというのは、どの範囲を指すのかを教えていただきたい。公益性のある目的で、必要最低限のデータを提供するというのが個人情報を管理する基本的な考え方なので、その点について聞きたい。

3点目は、個人情報管理に関することである。利用イメージ図において、中央の部分で八幡市が匿名化処理を行っているが、先ほど法令で定める匿名加工情報ではないという注釈があった。例えば、「ある年齢の人がある特定の病気になっているという事実がある。それもある特定の病院にかかっている。そのような人は1人しかいない」という場合であると、それは確実にその人を特定できるということを意味するので、個人情報である。今回の匿名化処理とは、おそらく、仮名化(言葉そのものはないが、我々(個人情報関連の専門家)の間では名前を変える時に一般的にそのように言う)の処理がされているということになるのだろう。八幡市と株式会社つくばウエルネスリサーチとの間に業務委託契約が行われているが、八幡市で匿名化処理が2度行われているとはいえ、個人情報というのは識別性の有無で判断するので、株式会社つくばウエルネスリサーチに渡る情報はそもそも個人情報のままのはずである。株式会社つくばウエルネスリサーチとの間には個人情報を処理してもらう業務を委託する、ということが契約の中に含まれているのか、個人情報の管理に関してきちんと処理をされているのかという質問になる。

#### 「八幡市]

まず、公益性の部分について、様々なデータ処理システムがあるが、このシステムの大きな特徴は、小学校区ごとの分析ができるというところである。難しい処理が必要になるが、そのために住所等を含んだデータを提供いただく必要がある。

施策については、今まで行政の中で健康づくりの施策を実施してはきたが、八幡市は約24万㎞とコンパクトな市とはいえ、その中でも地域ごとに生活環境、年齢階層、疾病に関する特徴等が異なり、地域性があるので、今後は、市全体ではなく、各地域の課題に応じた細やかな取組を行う必要性があると考えている。その部分で、このクラウドシステムを活用することにより、各地域の細やかな分析ができ、地域ごとの課

題に応じた施策を実施することができるので、このシステムの運用を進めている。

個人情報の管理として、契約内容の部分であるが、当市の情報公開・個人情報保護審議会でも同じようなことを聞かれた。特定の疾病の人が、この地域に一人しかいない(数えるほどしかいない)等となった時に、個人を特定できるのではないか、という懸念があるが、ある一定数以下の情報については、丸める処理を行う。例えば、不必要な疾病コード等については、「その他の疾病」として取り扱い、株式会社つくばウエルネスリサーチに渡す段階の情報としては、一人や二人しか該当しないものはなくなるようにしている。

契約書には個人情報の保護という項目があり、法令等に基づいて適切に管理することを規定している。

## 【委員】

よく分かった。前者については、そういった処理ができるのはこのシステムしかないという趣旨だと理解した。

後者については、気にされていることは非常によく分かったが、こういったことは限界があり、完全に匿名な状態にもっていくことは非常に難しいだろう。特にこれだけ狭い範囲(小学校区)に絞ってしまうとより難しい。そうすると、一般的には個人情報を扱う業務を委託をする場合、契約の中で、委託側は受託者に対して委託元の個人情報のレギュレーション(規約・規則・ルール)を守ることを義務付けることが必要であると、どの個人情報保護に係るレギュレーションにも書かれている。個人情報保護法のガイドラインの通則編を参照して個人情報を取扱うが、そこに明示して書かれていることなので、おそらく市が契約していることなので問題ないとは思うが、確実にしておく方がいいかと思う。後者に関しては、(審議の)可否に関わることではなく、どう扱われるかを聞いたところである。

### 【委員】

小学校区にブレイクダウンして分析したり、施策を行うということだが、何校区あるのか。

#### 「八幡市]

小学校区の単位は9ある。しかし、1つ飛び地があり、そこは極端に数が少ないので一番近い小学校区に含めることとし、8小学校区として分析を行う。

## 【委 員】

デモグラフィー(人口統計学:年齢、性別、住んでいる地域等の属性による)として様々な個性があるということか。それで、全市だけでなく8校区での分析が必要になると。

#### [八幡市]

そうなる。

## 【委 員】

公益性というのが、今回の条例上の可否を左右するところであるが、その点に関しては説明いただき、大変公益に資する事業かと思う。ただ、第三者提供の実際のプロセスもきちんと個人情報保護法(自治体には直接は個人情報保護法は適用されないが)の趣旨に則り適切に対応する必要がある。

委員が質問していた管理についてだが、自治体(八幡市)に渡した後で、匿名加工 し、民間(株式会社つくばウエルネスリサーチ)に渡す情報は、個人情報として渡す ことになるのではないかというのが委員の指摘であろう。広域連合としては、匿名加 工情報つまり個人情報ではないものを渡すと考えているのか、それとも、個人情報を 渡すと考えているのか。

## [事務局]

広域連合から当該市(八幡市)へデータを提供することと、当該市(八幡市)から 業務委託契約に基づき業務として株式会社つくばウエルネスリサーチへデータを渡 すことは、性質が全く異なっている。広域連合から八幡市へ提供するデータは個人情 報であり、同市とは契約関係にないため、公益性に資することが必要である。一方、 八幡市が株式会社つくばウエルネスリサーチへ提供するデータは、委託契約に基づい て提供されるものである。

## 【委 員】

あくまで個人情報を株式会社つくばウエルネスリサーチに渡すという考えか。

#### [事務局]

そうである。八幡市の条例でも同様だが、個人情報を業者に提供する時は当然ながら安全措置を講じなくてはならない。先程、委員からの質問にもあった、契約はどうなっているかという点に関しては、契約本文とは別に特記事項として、とりわけ個人情報の取扱いに関してはレベルを高めた形でしっかり管理していくという契約内容となっている。そこは当広域連合としても確認している。

## 【委員】

今回は目的外利用になってくるので、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号にあたるかどうかを審議しているが、通常、個人情報保護法では問題ない。他方で、目的外利用をしたい場合には、当初の目的との関連性が必要にはなるが、利用目的の変更の手続を取ることがある。変更する時には、個別に了解を得るか、公表することが必要とされている。個人情報は本人のコントロールがある程度必要で、何に使われているか知る権利がある。そういう点で、条例にあることではないが、レセプト提供された方に個別の同意は難しいと思われるので、広域連合として、こういった事業に提供するという公表をすることは考えているのか。

#### 「事務局〕

本審査会において審議いただいた内容は、当広域連合のホームページで公表している。京都府内の被保険者(約35万人)が必要に応じて知り得る状態にしている。公開の場において議論をし、その結果をホームページにアップするという形をとっている。

また、先進的な取組であるので、今のところ他の市町村へ波及してはいないが、議会等でご指摘等あれば、しっかりと説明責任は果たしていきたい。

## 【委員】

積極的な広報は考えていないのか。

### 「事務局]

どちらかというと、八幡市において実施されるものかと思う。広域連合としては、このように、健康づくり施策が地域によって実施され効果が検証される仕組みがもっと広まればとは考えている。ただ、このような市町村の取組に対して、当広域連合は経費を負担したり情報を提供したりといった支援を行う役割分担となっているため、大々的な広報というのは現状では難しい。とはいえ、審査会での情報の公表や、議会等で求めがあれば説明してく。

## 【委員】

先行自治体があるのか。

### [事務局]

京都府内では初めてである。

### 【委員】

全ての先行している自治体が、後期高齢者医療の情報を利用していると思って聞いていたが、そうではないのか。

#### 「八幡市]

京都府だけではなくて、他の都道府県の中でもこの仕組みを導入しているところはある。正確には把握していないが、その自治体の全てで後期高齢者医療の情報が必ず入っているかというとそうではないと思う。ただ、後期高齢者医療の情報を入れているところでは、各都道府県広域連合の個人情報保護審査会での審議を経てデータを活用されているところはある。全国で八幡市が初めてという訳ではない。

## [事務局]

具体的には、兵庫県の豊岡市が進んでおり、スマートウエルネスシティを総合特区として推進している。後期高齢者の情報を兵庫県の広域連合から取得する時に、兵庫県の広域連合の個人情報保護審査会にて審議いただき、その了解のもと情報提供やデ

ータ管理が行われている。

## 【委員】

データを活用している先行自治体で、住民から「不当な個人情報の目的外使用である」等といった苦情やトラブルになったケースはないのか。

## [事務局]

トラブル等は聞いていない。

## 【委員】

今回の八幡市の件は、京都府内の市町村としては初めてになるので、ある程度の審議が必要だったが、これからは審議事項として市町村ごとに審議が必要になるのか。今後、フォーマットが概ねこのような内容であれば一般化して承認はできないか。途中で課題等あれば再度審議が必要にはなるだろうが。健康づくりという価値観で言えば誰も反対しないだろうが、個人情報という観点から見ればできるだけ最小限の情報に抑えるということになる。このような原理は相反するものであるが、今回の件と同じような内容のものは、一般化しようとすれば、議論が省略化できるのではないか。

#### 「事務局〕

後程、報告事項の中で、例外類型化事項による実施状況の説明を予定しているが、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号について、公益に資するものかどうか一度審議をしていただいた後に、同じような事例が出てきたときには、類型化に当てはめて処理をしていくという仕組みもある。今回はそこまでは至ってはいないが、まずは八幡市からの説明内容を審議していただき、当広域連合としても初めてのことなので、運用の様子を見させていただきたいと考えている。他の市町村が健康クラウドを導入する話が出てくれば、その段階においてまた改めてこの審査会で類型化するか否かをお諮りしたいと思っている。

#### 【委員】

先駆的な自治体としての八幡市の取組をできるだけ見ていただき、情報を共有いた だくということか。

#### 「事務局]

そういうことである。

## 【委員】

データを提供する訳なので、トラブル等はなかったかということはもちろん、どれくらい具体的な成果が何年の間に出た、あるいはこれだけ予算を使ったが残念ながら今のところ期待したほどの成果は得られていない等、情報のフィードバックをいただきたい。こういうものがあるということは多くの自治体が知っているだろうが、それ

にどういう形で参加すべきかどうか、先行事例として教えていただければ、広域連合としては大変ありがたいのではないかと思う。類型化するほど後続があるのか、八幡市だけで終わってしまうのかは、まだ全く分からない。しかし、今の私のような仕事でも、そのような流れが政策の中でできてくることくらいは分かる程には、ある程度広がりを見せるポテンシャルのある政策なので、先行事例としてよろしくお願いしたい。

## 【委 員】

今、お話で教えていただいた範囲、それと提出いただいた資料等々から考えると、 公益性という点で特に疑問はないので、このまま、京都府後期高齢者医療広域連合個 人情報保護条例第8条第1項第5号に基づいて提供して特に問題はないのではない のかと考える。

## 【委 員】

今の説明及び議論の中で、八幡市が先行し、広域連合と連携したうえで、後期高齢被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行っていくということを理解した。私としては、八幡市がレセプトデータを活用しこの事業を進めるということは、非常に公益性があり、かつ、個人情報の保護を万全に行っていただければ個人の権利利益を不当に侵害するものではないと考えている。繰り返しになるが、あくまでも広域連合が提供するデータはセンシティブな個人情報であるので、八幡市においては慎重に取り扱っていただきたい。

昨今、様々なレベルでの個人情報の漏えいが発生、発覚し、問題となっているので、 十分認識はされていると思うが、特に委託業者に対する適正な管理を求めたいと思う。 なお、広域連合においては、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8 条の3のとおり、実施機関以外の者に個人情報を提供する場合においては、提供先に 必要な措置を求めることとなっているので、広域連合事務局としてもしっかりとした 対応をお願いしたい。

#### 「事務局〕

今ご指摘いただいたとおり、広域連合としてもしっかりとした対応を八幡市に求めてまいりたいと考えている。

#### 【委員】

意見を集約すると、自治体共用型健幸クラウドの活用自治体に対するレセプト情報の提供について、事務局側から説明があったとおり、レセプトデータを八幡市に提供することにより、八幡市は各種データの収集・分析が可能となり、効果的な「健幸づくり」事業を進めることが可能となる。

また、広域連合においては、広域連合の構成市町村である八幡市が、効果的な「健幸づくり」事業を推進することによって、広域連合が目指している健康寿命の延伸、 生活の質の維持といった目標と合致し、ひいては医療費の適正化効果も見込めること などから、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないとして、レセプトデータを提供するのは適当であると判断し、個人情報の取扱、とりわけ個人情報の漏えいには万全の注意を払われたいとの要望も付けた上で、御了解いただくことで、よろしいか。

(各委員から異議はなく、頷いて了承の意思表示があった)

## [事務局]

ただ今、委員の皆様からご意見をいただいたことを踏まえ、レセプトデータは非常にセンシティブなものであるので、広域連合としてもしっかりとした管理を八幡市に求めていく。

(八幡市寺田主任退席)

## 2 平成29年度における運用状況の公表について(報告事項)

平成29年度における京都府後期高齢者医療広域連合情報公開条例第22条の規定による実施状況の公表、京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第42条の規定による運用状況の公表を行ったこと及びその内容について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

## [事務局](報告)

平成29年度においては、公文書の公開請求は0件であったこと、個人情報の開示請求は10件あり、10件とも開示したことを報告した。

(委員からの意見・質問はなかった)

# 3 平成29年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況に ついて(報告事項)

個人情報取扱事務に関する例外類型事項(※)による実施状況について報告するとともに、審査会の意見を求めた。

(※) 京都府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第7条及び第8条の規定により、個人情報の本人外収集、思想信条等のセンシティブ情報の収集、個人情報の目的外提供については、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないとされており、これに基づき承認されているもの。

### [事務局](報告)

個人情報の本人外収集は22件であった。「資格要件、基準、条件等の確認のため」 と類型化されたものである。

次に、個人情報の目的外利用及び提供は105件であった。内訳としては、「国等が法令等に基づき実施する事務」と類型化されたものが86件、「法令に基づく要請等」と類型化されたものが10件、「死亡した被保険者に係る診療報酬明細書の提供」と類型化されたものが9件である。

(委員からの意見・質問はなかった)

## 4 情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて(報告事項)

平成28年10月1日に全部改正を行ったセキュリティポリシーを基に作成した チェックリストにより、本年3月に平成29年度分の情報セキュリティ対策状況の自 己点検を実施したことについて報告するとともに、審査会の意見を求めた。

## 【委員】

評価は去年と変わっているのか、変わっていればどこがどう変わったのか。

## [事務局]

- 4-1 (3)、5-4 (3) について、去年は $\times$ と評価していたところを $\triangle$ の評価に変更した。5-5 (1) については、去年と同じく $\triangle$ と評価とした。
- 4-1 (3) については、事務室は奥まっており、入り口が一つしかなく、職員がいる時は外部の者が立ち入ってパソコン操作等を行うことはまず不可能であること、夜間等事務室に職員が不在である時はセキュリティロックにより事務室を施錠し、キーを持っていなければ開錠できない状態になっていることから、パソコン盗難防止としては一定の対策がとれていると考えている。しかし、勤務時間中の離席時までパソコンロックが徹底できていない現状であるため、△と評価した。
- 5-4 (3) については、定期的なフルチェックは実施していないが、リアルタイムチェックにより随時実施しているので、 $\triangle$ と評価した。
- 5-5 (1) については、使用していないが緊急時に即時必要となるため解放しているポートがあり、閉鎖はしていないという意味で $\triangle$ と評価した。

## 【委員】

離席時のパソコンロックについては、△として評価することは、問題があることを認識されている。単に○と評価していては問題意識がない。完璧にできていると思っている方が問題なので、意識をもってどのようにすべきか考えてもらえればよい。

ポートについては、どこのポートが解放されているかは把握しているのか。

## 「事務局]

どのポートが解放されているかは把握している。

## 【委 員】

把握されているのであれば問題はない。

訓練(4-2(2))が×と評価されているが、今後の方向性なり、何か考えはあるのか。

#### 「事務局]

緊急時というのは、様々なケースが想定される。情報漏えいでは、各市町村から無関係な個人情報が広域連合に送られて来る場合(メールの一斉送信間違い等)と、逆に広域連合から各市町村へ送ってしまったという場合等、どのようなケースに対応した訓練をすべきかといったところから、検討していきたい。

## 【委員】

インシデントは様々あり、何かを想定しての訓練は無理としても、何かを想定した 手順書などはないのか。

## 【委員】

インシデントが起こった時に、どのような手順で報告を上げていくかが重要である。 私の勤務先では、電子カルテが止まったという想定でマニュアルのとおり報告してい く訓練をしたことがあるが、想定外のことが次々起こって、マニュアルの再検討が必 要と分かった。マニュアルのとおりにやってみるということだけでも訓練になる。

### 【委員】

緊急時の手順について定めて、その手順を確認してみるなり、何かしら行動に移していった方がいいのでは。

### [事務局]

承知した。

### 5 その他

#### 「事務局〕

改正個人情報保護法等が平成29年5月30日から全面施行されている。主な改正のポイントは「個人情報の定義の明確化等」、「要配慮個人情報の取扱い」、「非識別加工情報の仕組みの導入」である。この件については動きがあり次第、改めて審査会にお諮りしたいと考えている。